

再犯防止推進計画等検討会（第9回）

議事録

- 第1 日 時 平成29年11月28日（火） 自 午前10時00分
至 午後12時00分
- 第2 場 所 法務省地下1階大会議室
- 第3 議 題 ・「再犯防止推進計画の案」について
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○法務省大臣官房審議官 それでは、定刻となりましたので、第9回再犯防止推進計画等検討会を開催いたします。

本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、議長の命によりまして、副議長である大臣官房審議官の金子が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本検討会の開催に当たりまして、山下法務大臣政務官から一言御挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○法務大臣政務官 皆さん、おはようございます。法務大臣政務官の山下でございます。本日の再犯防止推進計画等検討会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、前回検討会において、検討会としての「再犯防止推進計画の案」を取りまとめでいただきました。この計画の案は、本当に画期的なものであり、私もこの再犯防止推進法を議員立法として提出させていただいた者の1人として、皆様方のこれまでの御尽力に心から感謝申し上げます。

本日は、皆様に取りまとめでいただいた案に対するパブリックコメントの実施結果も踏まえ、最終的な結論を出していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からの御挨拶は以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

まず初めに、パブリックコメントの実施結果につきまして、事務局から説明させていただきます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 事務局から説明させていただきます。

お手元にお配りしている資料のうち、左上に参考資料と書かれている「再犯防止推進計画(案)に係る意見募集の結果について」という資料を御覧いただければと思います。

本年10月10日から11月10日までの間、パブリックコメントを実施いたしまして、計229件の御意見を頂きました。頂戴した御意見を適宜集約させていただいた上で、それぞれの御意見に対する考え方を整理し、この資料に掲載しているところでございます。

本日お配りしております再犯防止推進計画の案は、パブリックコメントの結果等を踏まえ、必要な修正を加えたものとなっております。

パブリックコメントに関しまして、事務局からの説明は以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 次に、これまでの検討会におきまして、有識者委員の方から計画案に盛り込むべきとの御指摘があった点につきまして、事務局の考え方を説明させていただきます。

一つは、「民・民」間における個人情報の提供に関する問題について、もう一つがドメスティック・バイオレンス(DV)事犯者への対策についてです。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 事務局から説明いたします。

まず、「民・民」間における個人情報の提供に関する問題について御説明いたします。

宮田委員から、いわゆる「民・民」間での個人情報の提供の場面で、個人情報保護法の規

定を背景として、支援に必要な犯罪をした者等の個人情報の入手が円滑に進まない場面が認められるといった御指摘を頂きました。

この点につきましては、事務局としましては、実務上の課題として受け止めておりますが、再犯防止推進法が官から民への情報提供については規定いたしておりますものの、「民から民」への情報提供については特段規定していないという事情もございます。また、情報提供が許される場面等についても統一的なガイドラインの整備という御要望もございましたけれども、個人情報保護法との関係での整理が必要であり、慎重な検討が求められるといった事情もございます。

事務局といたしましては、御指摘の点については実務上の課題として受け止めさせていただきまして、引き続き実際の支援の場面で、「民から民」への情報提供に支障が生じる具体的なケースについての情報を収集し、その上で、例えば、社会福祉法人等の利用に関する契約に際し、あらかじめ本人の同意が得られるよう関係機関に働きかけを行うでありますとか、あるいは福祉サービスの利用認定を行う自治体、つまり、官から必要な情報を入手することができるようにするといったことなども含めて、様々な対応策を検討していきたいと考えているところでございます。

また、宮田委員からは、この点以外の事項につきましても、本日、書面にて御意見を頂戴しておりますので、お手元にお配りしてございます。この書面により御指摘いただいた点につきましては、今後の課題として受け止めさせていただきまして、必要な検討をしていきたいと考えているところでございます。

次に、DV事犯者への対策についてでございます。

前回の検討会において、堂本委員から、再犯防止推進計画の案におけるDV事犯者への対応についての記載を充実させるべきとの御意見を頂きました。この点につきましては、本日、書面でも御意見を頂戴しているところでございます。これも、お手元に配布させていただいております。

DV事犯者への対策につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆるDV防止法に基づく基本方針等に基づき、取組が推進されているものと認識しておりますが、本計画案におきましても、DV事犯者への対策の重要性に鑑みまして、29ページのI・第5・1(2)②viiアの各種指導プログラムの充実の中に、「ドメスティック・バイオレンス(DV)を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施」という内容を盛り込んでございます。現在、刑事施設において、DV事犯者への対策の視点を取り込んだ上で作成しました暴力防止プログラムを実施しているところでありまして、引き続きその一層の充実等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日書面により御指摘いただいた事項も含めまして、今後の課題として受け止めさせていただいた上で、引き続き、DV防止法に基づく基本計画等に基づく政府の取組との関係も考慮に入れつつ、再犯防止の観点から必要な検討をしていきたいと考えております。

また、御指摘の事項につきましては、この場を借りて事務局から関係省庁に周知させていただくとともに、御指摘の点を念頭において実務に当たるようお願いしたいと考えております。

以上が、事務局からの御説明でございます。宮田委員、堂本委員の御理解を賜ればと考

えております。

以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 それでは、再犯防止推進計画の案につきましては、本日配布させていただいたものを、この検討会における最終案とさせていただきたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

【全構成員 了承】

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、本日お配りした資料をもって、再犯防止推進計画の最終案とさせていただきます。皆様には、本年2月の第1回検討会以降、熱心に御議論いただきました。その御協力に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本日の検討会が一つの区切りになりますので、有識者委員の皆様から、これまでの議論を振り返っての御感想、あるいは政府に対する叱咤激励でも構いませんので、御意見を頂戴できればと思います。よろしくをお願いします。

では、小畑委員からお願いします。

○小畑委員 小畑でございます。

本当に長い間ありがとうございました。たくさんの広範な意見の中から、大変よくまとめられた計画になったと思いますので、事務局の皆様、それからお忙しいところ御出席いただいた関係部署の皆様、本当に御礼を申し上げたいと思います。

刑事司法手続の範囲内での処遇の充実や関係機関との連携強化ということも当然重要なんです、委員の皆さんから共通して意見が出たのは、やはり刑事司法手続を終えた後、地域社会にどのように定着させて再犯を防止するかということだと思います。この点が、これまでの再犯防止の取組の中で必ずしも十分ではなかったところだと思いますので、この計画の内容を、地方公共団体、関係団体に十分理解していただきながら、この計画の実行に御努力いただけたらなと思います。

この計画を実行していただくに当たって、私が一番心配しているのは、財政的な面で十分に手当されるのかということです。多くのいい提案が盛り込まれているので、これらを実行できるように、是非予算の面でも御努力をいただけたらなと思います。

また、この場を借りて、私が、これから取り組みたいと思っている二つのことについて述べさせていただきます。

一つは、住居と就労、そしてケア・治療を含めた三位一体の中間施設を作ることです。そういう中間施設を全国に一度に作ることは難しいと思いますので、まずモデルとなる事例を作り出せるよう、中間施設の設置に向けて努力していきたいと思っております。

もう一つは、矯正施設を、民間の立場からサポートしていくことです。私は、東京都昭島市に新たに作られました国際法務総合センターの後援会の会長をしております。昨日、落成式があり、葉梨法務副大臣、山下法務大臣政務官にも御出席いただきました。このセンターは、法務省の研修機関と矯正医療機能が統合的に集約された施設です。私は矯正施設職員OBでありますけれども、この施設を見て、こんなにすごい施設ができたのかととても驚きました。

私がかつて岩国刑務所の所長をしていたときに、施設の改築と男子受刑者収容施設から女子受刑者収容施設に変わるという、とても大きな変革がありました。その際に、市長をはじめ、地域の有力者の方々に後援会に入っただき、色々と支援していただきました。その後援会は、今でも続いています。今回の国際法務総合センターが作られるに当たっては、経済界の有力者を中心とした立川市、昭島市の方々が、自主的に後援会をつくっていただきました。こういう地域の民間の方々が矯正施設を支援いただけることは、大変有り難いことだと思いますので、私は、民間の立場から、役所の取組を支えるために努力していきたいと思っています。国際法務総合センターは大変すばらしい施設でありますので、皆さんも是非、御見学いただけたら有り難いと思っております。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

清水委員、お願いします。

○清水委員 この検討会の委員であると同時に、更生保護の現場で更生保護事業に従事する一員という立場で申し上げさせていただきます。

昨年、再犯防止推進法という画期的で勇気づけられる法律をつくっていただきました。その法律が、具体的な計画としてまとまり、更に心強く感じておりますので、各省庁の皆様方の大変な御尽力に御礼を申し上げたいと思います。

二つほど申し上げたいと思います。一つは、再犯防止推進法の第1条に書いてありますとおり、再犯防止施策を総合的かつ計画的に進めていただきたいということです。そのためにこの計画はできたわけですが、それぞれの施策についていい制度ができればできるほど、それぞれの施策が孤立するというか、ばらばらに実施されかねないと思います。それを、総合的かつ計画的に進めていくための総合調整の役割を、これから法務省が担うことになるのかと思いますが、それぞれの施策がしっかりと調整されて、この計画が実りあるものとして推進されることを、願っております。

もう一つは、更生保護の現場の従事者として思うところではありますが、この計画ができたことも大変心強いと思いますが、やはり犯罪をした人たちにとって大切なのは、彼らの立ち直りを諦めず、一人一人と向き合う人がいるということだと思います。彼らにとっては、直接、再犯防止施策や取組につながるわけではなく、諦めずに向き合ってくれる人がいて、その人たちとの関係性を通じて再犯防止施策や取組につながることになるので、そういう人たちの存在が、犯罪をした人にとっての社会の入口となり、社会との統合を見えないところで持続させているんだというふうに思います。そういう人たちへの支援を、この計画によって一層進めていただくと有り難いと思っております。

私は、犯罪をした人を人が支えるというのは、非常に豊かな想像力が必要だと思っています。高齢者の問題は、私たちも高齢になるという身近な問題ですし、障害者の方々についても、色々な意味で身近にいて、色々な手助けをすることがあります。子供たちの問題もそうです。しかし、犯罪をした人というのは、身近にいて経験することは通常ではありませんので、そういう人たちに関わって支援をしていくというのは、本当に豊かな社会性、社会経験、想像力がないとできないものだと思います。

犯罪に対して不寛容な社会というのは、健全な社会であると思いますが、犯罪をした人たちに対してまで不寛容であるという、それもある意味では健全さのうちの一つでもあると思

いますが、そこを踏み込んで、一人一人に関わって支援していくというのは、一人一人の大きな想像力が必要だと思います。法律にあるとおり、当事者を孤立させないということも大事ですけれども、そういう人たちに向き合っ、見えないところで支えていく事業者、あるいは、福祉も含めて、地域で支援に従事される方たちを孤立させないように仕組みで支えていくということも、とても大切だというふうに思っております。

特に、更生保護事業というのは、ある意味では最終ラインを守ることではありますが、その後に更に福祉施設につなぐことも多くあります。最後を担う福祉施設というのは、色々な障害を重複的に抱えている人たちの、再犯するかもしれないリスクを抱えながら見守るという立場になっていて、これは本当に大変なことだと思います。そういう人たちにも目を配って、私たちも含めて関係者がつながってフォローアップしながら、地域で支えていくという、そういう仕組みを生かしていくという視点が、この計画を血の通ったものにするために大切だと思います。そういう視点から見ても、この計画が推進されるということは大変心強いことだというふうに思っておりますし、御礼を申し上げ、また今後に期待をしたいと思っております。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

堂本委員、お願いします。

○堂本委員 三点申し上げたいと思います。

一点目は、いかにして全ての都道府県、市町村に計画を立ててもらおうかということ。その際に、行政だけではなく、企業を含めた民間にも問題意識を持ってもらう。そして一般の方々が、再犯だけではなくて、犯罪のない地域社会は自分たちの住みやすい社会なんだと、そのためにどうしたらよいかという問題意識が広がるきっかけとなるような再犯防止推進法であってほしいと願っています。

二点目は、先ほど小畑委員もおっしゃいましたが、財政の問題についてです。徹底して再犯を防いでいくことに成功すれば、当然のことながら、矯正施設もどんどん空いていくはずですが。そこで、財務省にお願いしたいのは、矯正施設にかかっていた経費が減少した分の財源を、そのまま地方で使えるようにするということです。更生保護の領域では、更生保護施設もそうですが、あらゆる施設、それから人材について、予算が不足していると思いますので、財務省が、矯正施設にかかる経費が減った場合は、その分地方に手当をしていただくことを強く願っています。

三点目は、女子刑務所のあり方研究会の委員として申し上げたいのが、薬物依存症対策についてです。今日も薬物のお話が出ましたけれども、女子刑務所の20代、30代の受刑者の50パーセント以上は薬物依存症です。この薬物の問題が大変深刻だと思いますので、司法モデルや医療モデルだけではなく、それ以上に社会モデルとして取り組んでいかなければならない課題だと思っています。今回の計画にも書いていただきましたけれども、薬物依存のある人は、刑務所に入ることによって、生きていく上での負担を背負ってしまっていること、そういう人たちが、女子刑務所の受刑者の半数近くを占めているということ、このことは大変大きな問題だと思っています。

高齢者の窃盗の問題と合わせ、この二つの問題がもし解決すると、女子刑務所に入る人はとても少なくなります。日本政府は「SDGs」に熱心なんですけど、誰一人取り残さないと

というのが「SDGs」のキーワードでございます。その意味でも、薬物依存症の人たちを罰することが大事なのか、それとも、その人たちが社会復帰できるようなモデルをつくっていくことが大事なのかということ、今後是非深めていただきたいと思っております。

以上三点です。ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございました。

永見委員、お願いします。

○永見委員 今回、この再犯防止推進計画等検討会に参加させていただきまして、本当にありがとうございました。大変勉強になりましたので、感謝しております。計画そのものは、多方面にわたってまとまっており、非常に素晴らしいと思っております。

その中で、私が特に期待したい点は、計画の23ページにある学校等との連携という部分です。先だって、札幌で12歳の少年が女性を包丁で刺したというような事件が報道されておりました。なぜ12歳の中学1年生の少年がそのような事件を起こすのか、学校だけの問題ではもちろんないのですが、子供たちと一番関わりがあるのは学校だと思いますので、学校の中で、犯罪の加害者にも被害者にもならないような、そういうことを指導していただくなど、再犯防止だけではなくて非行の未然防止ということを是非考えていただければと思っております。

次に、31ページの民間協力者への支援についてです。保護司を始め、様々な民間ボランティアが活動しておりますが、そういう人たちに対する支援はまだ不十分だと思います。具体的に保護司に対する支援について言わせていただきますと、更生保護サポートセンターの拡充や、保護観察官の増員ということが必要だと思います。

それから三つ目は、34ページにあります、広報・啓発活動の推進についてです。国の計画ができて、それが今後地方公共団体においていきますが、地方公共団体における具体的な再犯防止活動にどのようにつなげるかを考えてみますと、今までも、“社会を明るくする運動”について地方公共団体と連携して活動を展開してきましたので、広報・啓発活動が切り口になっていくのではないかと考えております。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございました。

野口委員、お願いいたします。

○野口委員 野口でございます。

この度の再犯防止推進計画の策定に当たりまして、協力雇用主として検討会に出席させていただいて意見を述べさせていただいたことは、私にとって大変有意義で貴重な体験でありました。社会復帰をさせる協力雇用主の重要性、それから就労支援の在り方、国と地方公共団体との垣根を取り払った連携の必要性などについて、意見を述べさせていただきましたが、最終的には、再犯防止推進計画の中に協力雇用主に関する多様な施策や地方公共団体との連携強化のための取組を盛り込んでいただくこととなり、協力雇用主として大変ありがたく思っております。この場を借りて、改めて皆様に御礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

再犯防止推進計画が決定いたしましたら、関係省庁の皆様におかれましては、計画に盛り込まれた各種施策を確実に実行していただいで、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に努めていただきたいと思っております。また、私自身も、どんな非行を犯した人

であっても雇うという、協力雇用主としての信念を大切にしつつ、これからも雇用を通じて一人でも多くの罪を犯した人たちの居場所を提供して、彼らの立ち直りや社会復帰を支えることに努めてまいりたいと思っております。

特に私たち協力雇用主同士がネットワークをつくり、連携や協力をしながら雇用していくことも大切なことだと思っておりますので、どうかその辺に対する支援にも尽力していただきたいと思っております。

協力雇用主の数は、御承知のとおり約1万9,000社になろうとしていると聞いておりますが、ただ増えればよいというものではないと思っております。私たち協力雇用主一人一人が使命感を持って、罪を犯した人たちの雇用に携わっていくことができるよう、自ら協力雇用主の意義を社会に向けて積極的に発信していきたいと思っております。

私は、協力雇用主の立場として、再犯防止には、働く場所、就労がいかに大事かということをも、身をもって感じております。そういうことに理解をいただきたいと思っております。

皆様、ありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 参考資料の「再犯防止計画（案）に係る意見募集の結果について」を拝見した感想について、一言述べさせていただければと思います。

私のもとには、同僚の弁護士や、この問題についての勉強会で一緒した福祉の関係者の方々から、私はこんなパブリックコメントを出したというお声を幾つかうかがいました。

弁護士の意見で多かったのは、検察官の不起訴裁量に対する不信感や、これまでに上手くいかなかった入口支援の事例についてのものです。窃盗や常習累犯窃盗も含めた軽微な犯罪は、正検事ではなく副検事が扱いますが、こういった副検事が扱う事件については、不起訴の裁量の幅は極めて狭く、再犯であれば、わずか3日、あるいは5日ぐらいで、どんどん起訴されています。検察官の不起訴裁量の充実によって入口支援の充実を図る、検察官についてはしっかりと教育していく、計画においてはこのようになっておりますが、果たしてそうなのかということについて疑問を持ち、意見を出した人たちがたくさんいるというのに、この意見募集の結果の資料の中にはそういった意見が入っていません。この点だけではありません。

聞かれないことは聞かないという形で計画を進めるということがもしあるのであれば、それは大変問題であると考えています。耳の痛い意見ほど、大きな問題をはらんでいるということをお考えいただきたいなと思います。

そのほかの問題について、1点だけ申し上げます。

あらゆる国民がこの計画に対して関心を持ち、そして再犯防止のために、犯罪をした人の社会復帰のために動いていただくことが大切だと思っております。例えば、大学の方々はどうか。また、かつて更生保護施設を建設した宗教界の方々たちは、保護司や教誨師として、再犯の防止の問題に深く参画しています。この計画にはない、そのような人たちに対して、また、犯罪をした人に対して関わっている人たち以外の広い層に対して呼びかけて、犯罪の防止をしていくこと、再犯の防止をしていくことの大切さ、あるいは社会包摂の重要性について説いていくことが大切なのではないでしょうか。あとは意見書に譲ります。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

村木委員、お願いします。

○村木委員 ありがとうございます。

計画がまとまったこと、本当にうれしく思っております。

総論的なことで三つ申し上げたいと思います。

まず一つ目ですが、地方自治体の協力が本当に大事だと思っております。地方自治体に、それぞれの地域における計画をつくっていただくとともに、具体的に動いていただくことが、この計画を推進する上で一番大事な点になると思います。法務省には是非、地方自治体への丁寧な説明、情報提供、それから好事例の提供などをよろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、各省の皆様へのお願ひですが、この再犯防止推進計画は、福祉、医療、教育、その他にも色々な分野の人の協力が必要です。12月から年度末、それから年度明けにかけて、各省において、予算の関連などで地方自治体を集めて実施する会議が多く開催されると思います。そういう会議の場で、この計画のことや、地方自治体にどのような関連があるのかということ、是非しっかりと説明いただきたいと思ひます。また、法務省は、普段は地方自治体との接点が非常に弱い省ですので、会議に法務省の方を呼んでいただひて、地方自治体の方に説明する機会を設けていただけるよう、各省に是非お願ひしたいと思ひます。これが一つ目です。

それから、二つ目は、世の中にこの問題を知っていただくことです。一般的な広報ももちろん大事なんですが、それに加えて具体的な接点をつくるということが非常に大事になると思ひます。堂本先生と島根あさひの刑務所の見学に行かせていただいたんですが、例えば、平日には受刑者の人たちが指導している盲導犬を週末には一般の方が指導している、受刑者の人たちが介護について勉強するために一般の事業所で実習を受けている、あるいは、受刑者の人を外部通勤させている刑務所もあるということ、実際に受刑者の人も一生懸命立ち直ろうとしているということ、刑務所の外へ出た後もですけれども、出る前から一般の人に見せて接点をつくっていくかというのが大事だと感じました。また、刑務所の中で介護が必要な人がいる場合には、外部の福祉の人たちが刑務所の中に入ってその人たちの介護に携わるとか、刑務所の職員の指導をするということなど、国民が具体的に受刑者の人に接する、触れる、見る、話すなどの接点を増やす努力を、各分野で取り組むことが非常に大事になってくるのではないかと思ひます。

三つ目は、計画のなかで検討することとされている事項についてです。大変たくさん事項が、今後2年間ほどで検討するということになっております。DVの加害者の問題も私も非常に心配ですし、薬物依存症のことや、先ほど宮田先生がおっしゃった検察官の不起訴の裁量というのがどういふふう動いていて、それが再犯防止に役立っているかどうかなど、多くの課題があります。こういった問題も含めて、特に入口支援のところを始め、残っている検討事項について、今後2年間、精力的にやっっていくことを、法務省の方に是非お願ひしたいと思ひます。

最後に各論のところの一つ、小畑先生から住居、就労、ケアを含めた中間施設というお話が出ていましたし、また薬物依存症対策も含めて、どういふ取組や事業を実施すればよいかまだ決定打がないような分野について、モデル事業のような形で具体的な立ち直りに向けた道筋を見つけ出していくという作業を予算をとって実施していただけるよう、法務省に是非お

願いたいと思います。

以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

和田委員，お願いいたします。

○和田委員 和田でございます。

私は，再犯防止の多くの分野については知識も経験もないわけですが，長年薬物依存に関わってきたということで，この検討会に参加させていただいたのだと思っております。

薬物依存の分野について思うことは，やはり日本ほど，薬物に関する問題が社会問題の中に占めるウエイトが少ない国はほとんどないということです。これは世界に本当に誇れることでして，私たちは，その部分については自信を持って今後も続けていく必要があると，大前提として思っております。

しかしながら，その反面，薬物に関する問題に対する危機感が余りにも弱いとも思います。世界中が日本と同じような状況だという感覚で他の国を見てしまうなど，怖い部分もあると考えております。

いつも申し上げておりますが，日本の制度について見たとき，薬物に手を出させないという第1次予防は世界一だと思います。ただし，それが上手くいっているばかりに，早期発見，早期治療，社会復帰支援という，第2次，第3次予防は，逆に制度として整っていないということが，一番大きな問題になっているのかなと考えておりました。

そこで思うことは，薬物以外の分野でも同じなのかもしれませんが，行政の縦割りについてです。関わっている方々は，一生懸命努力されて，それぞれ本当に頑張っているんじゃないかと思いますが，それでは限界があるというのは明らかです。これからは，横のつながりをどのように作っていくのか，あるいは縦の流れの中で発想できなかったことがないのか，そういう視点から，世界で何が起きていて，世界中でどういう試みがあるのかということ，私たちは学んでいく必要があるのではないかと思います。そして，このような形であれば日本でも取り組める使えるという具体策につなげる，そういう作業が必要だろうと，私は考えております。

この検討会においては，初めて聞かれた方もいらっしゃると思いますが，薬物問題について，薬物裁判所制度や，治療共同体など，そういう話をあえて出させていただきました。こういった取組は，今すぐ実施できるものではないということは重々承知ではありますが，世界ではそのような制度があるのだということを経験に参考にするという視点が，非常に重要かと思っております。

また，安全を確保するためにはお金がかかるという話です。それについても，この検討会であえて言わせていただいたのは，薬物問題について，麻薬特例法に基づくマネーロンダリング，あるいはコントロールデリバリー等による没収金などの収入を一つの財源として，薬物問題の解決に使っていくことができないかということです。これは犯罪をした人たちの支援に関わる方々のインセンティブにも関わる問題でもあるかと思っておりますので，そういう点についても申し上げさせていただきました。

いずれにしても，世界一安全な日本ということは，非常に重要なことです。現時点でも，安全性からいけば世界に誇ることができるのだと思います。しかし，第1次予防はいいけれども，第2次，第3次ができていないために再犯率が高くなっているということが，薬物問

題だけでなく、犯罪全般に言えることだと思いますので、この検討会は非常に重要な会議であったと思っております。この検討会が、再犯を減らすための新たな出発点になるといいと思います。

以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

各委員の皆様、本当にありがとうございました。今後実施に向けて、先生方のお言葉、重く受け止めて進んでいきたいと思っております。

事務局から、三点御説明させていただきます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 事務局から、三点説明させていただきます。

まず、一点目は、先ほど宮田委員から御発言いただきましたとおり、パブリックコメントにおいて、宮田委員に御発言いただいた御意見と同種の意見を、多数の弁護士の方々から頂きました。そのことをまず開陳させていただいた上で、事務局としては、それらの意見についても真摯に受け止めている次第でございます。宮田委員に同種の意見をこれまでの検討会の中でおっしゃっていただき、それに対する事務局の考え方も、これまで検討会の中で説明させていただいており、それらは全て議事録として公表させていただくという前提でこの参考資料を作成しておりますので、御理解いただければと思います。

二点目は、計画の閣議決定に向けた今後のスケジュールについてでございます。12月1日に再犯防止対策推進会議において計画案について御説明し、12月中旬に犯罪対策閣僚会議を開催、その後閣議決定という流れを予定しております。

三点目は、本検討会の今後の開催予定についてでございます。本検討会は、計画案の取りまとめをもって、第一の役割を終えたところでございますが、今後も施策の実施状況の把握や課題等の検討のため、継続的に開催することを予定しております。また時期が近づきましたら御案内させていただこうと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 それでは、ここで、葉梨法務副大臣から御挨拶を頂きます。

○法務副大臣 ありがとうございます。

法務副大臣の葉梨でございます。

皆様には、本日まで9回にわたる検討会において、今後5年間を見据えた効果的な再犯防止の在り方について熱心に御議論いただきました。また、役所の皆様にも、この計画の取りまとめに当たって本当に汗をかいていただきました。また、本日も、有識者の皆様から貴重な御意見を賜りまして、検討会としての推進計画の最終案を取りまとめることができました。本当に、このことに対しまして、有識者の皆様、また関係者の皆様に、心から感謝の意を表させていただきたいと思っております。

この検討会の議長は私でございますけれども、この推進計画の案の作成者である法務大臣に対して報告の上、閣議決定に向けた手続を進めさせていただきたいと思っております。

本日も、有識者の皆様から貴重な御意見をいただきましたが、犯罪をするのも人間ですし、また犯罪者と向き合うのも人間ですから、それぞれ事情があります。この再犯防止という課題は非常に大きな課題でありますし、困難な課題だと思います。その中で、政治として、行政として、各省庁が連携をとりながら、あるいは地方自治体とも連携をとりながら、どういう環境整備ができるのか。そういった意味では、先ほどもお話がありましたけれども、この

推進計画というのはまさにスタートラインであろうかと思えます。

また、本日、大変貴重な御意見を有識者の皆様からコメントいただきました。まさにスタートラインですから、先ほどお話のあった入口支援を始めとした運営の在り方、あるいは地方自治体、関係機関、民間団体との連携の在り方、さらには国民に対してどういうふうな形でこの問題の重要性を訴えていくのか、これからの検討課題もございますし、いずれにしても、このフォローアップというのは本当に大切なことだなということを、改めて感じています。

だからこそ、先ほど事務局からもお話がありましたけれども、皆様には推進計画が閣議決定された後も、この計画に盛り込んだ一個一個の施策を効果的に実施するために、御協力を是非ともお願いを申し上げたいと思います。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第9回の検討会を終了したいと思います。

本日もどうもありがとうございました。

—了—